

安全報告書

2008



阿佐海岸鉄道株式会社

はじめに

阿佐海岸鉄道株式会社では、平成18年10月1日に鉄道事業法第18条の3第2項の規定に基づき、安全管理規程を制定しました。

この安全管理規程は、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とするものです。

この安全報告書は、弊社の安全に関する取組み並びにその他安全に関する情報を取りまとめ皆様に公表するものです。

1、基本方針

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

2、平成 20 年度の安全目標

平成 19 年度に引続き、経営トップを含む安全管理部門(各管理者)と現場相互間で、安全最優先の原則の徹底と安全情報の共有等が可能となる風通しの良い社風を構築するために双方向のコミュニケーション体制を構築するとともに P D C A サイクル(輸送の安全に関する方針等の策定、実行、チェック、改善のサイクル)を経営トップ指導で適切に機能させ、輸送の安全のための取組みを継続して向上させることができる体制の構築を図ります。

3、平成 19 年度の事故等の発生状況

(1) 運転事故

件数	死傷者(死亡者)
0 件	0 名

(2) 輸送障害(30分以上の遅延や運休)

項目	件数
自然災害	1 件
設備故障	1 件
第三者障害	0 件

(3) 災害(暴風雨等による被害)

災害による被害は、ございませんでした。

(4) インシデント(事故の兆候)

平成 19 年度、四国運輸局へのインシデント報告はありませんでした。

(5) 行政指導等

平成 19 年度、四国運輸局からの行政指導はありませんでした。

4、輸送の安全確保のための取組み

- ・ 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施
- ・ 春の全国交通安全運動の実施 ・ 秋の全国交通安全運動の実施
- ・ 車両メーカー等が開催する講習会等への参加
- ・ 管理者会議の開催 ・ 個人面談等の実施（社員の意見等を聴取）
- ・ 社内教育訓練の実施（運転、車両、施設関係）



- ・ 鉄道他社開催の事故防止訓練等への参加又は、見学

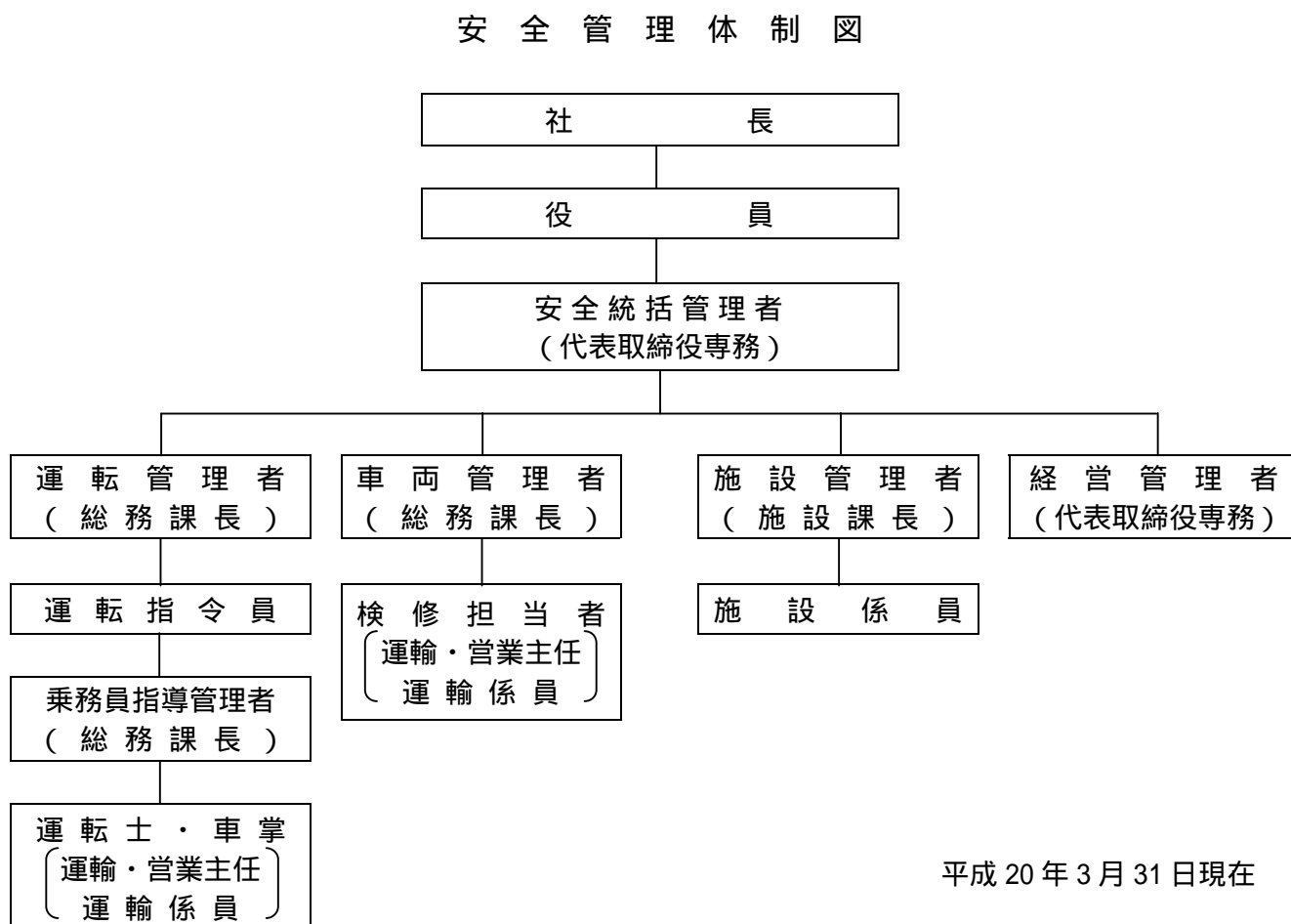


- ・ 関係機関合同訓練への参加又は、見学



5、社内の安全管理体制

(1) 組織図



(2) 各管理者の役割

社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全総括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運 転 管 理 者	安全統括管理者の指揮の下、運転及び事故防止に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、運転関係係員の資質の保持に関する事項を管理する。
施 設 管 理 者	運転統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を統括する。
車 両 管 理 者	運転統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
経 営 管 理 者	輸送の安全確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括する。

6、安全報告書へのご意見に対する連絡先

安全報告書へのご感想、弊社の安全への取組みに対するご意見をお寄せ下さい。

運輸課 unyu@asatetu.v-co.jp

公式サイト <http://www.asatetu.v-co.jp/>